

令和3年度奈良市認知症対応型共同生活介護事業者募集要項

1 募集の目的

第8期介護保険事業計画期間（令和3年度～令和5年度）において、介護保険制度を円滑に推進するため、奈良市が指定する地域密着型サービスの一つである認知症対応型共同生活介護について、整備事業者を募集します。

今年度の整備にあたっては、「奈良市老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画」に基づく整備分として、計 **54床の整備**を目指します。

2 整備年度

令和4年4月以降に着工し、令和5年3月末までに整備を完了し、令和5年4月までに事業運営を開始すること。（整備の完了とは、建設工事の竣工及び建築の検査済証の発行等が終了していることを指します。）

3 募集する事業の種類

- ①認知症対応型共同生活介護
- ②認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

4 募集規模（定員18人）×3施設

1か所あたりの**定員は18人（9人×2ユニット）**とします。（17人以下の応募は認めません。）

5 応募要件

(1) 応募法人

以下の要件をすべて満たす法人であること。（公募時点で法人格を有すること）

- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号及び115条の12第2項各号に該当しない法人で、公正な運営を図り、円滑に業務を実施できる法人であること。
- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- ・ 応募締切日までに、国及び地方公共団体において、建設工事等入札の指名停止を受けていない法人であること。
- ・ 直近1年間に、国税・地方税が課税されている場合滞納がないこと。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きをしている法人でないこと。

(2) 整備予定地

- ・ 整備予定地が特定されていること。
- ・ 整備予定地について、所有権を有していることもしくは有する見込みであることまたは貸与もしくは使用許可を受けていることまたは受ける見込みであること。
- ・ 整備予定地が、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）で定

められた急傾斜地崩壊危険区域に指定されていないこと。

- ・ 整備予定地が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）で定められた土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されていないこと。
- ・ 整備予定地が、奈良県土砂災害危険箇所図における土砂災害危険箇所に所在していないこと。

6 応募の無効

応募した法人が次の事項のいずれかに該当した場合には、その応募を無効とし、選考の対象から除外するものとします。

- (1) 受付期間内に市で定める提出書類の全てが揃わなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (3) 応募した法人の役員又は職員若しくはその関係者が、本市の職員に応募内容の採否に係る直接的又は間接的な働きかけを行った場合
- (4) 本要項に違反又は逸脱した場合
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）又は奈良市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 24 号）に規定する暴力団、又は暴力団員及び暴力団員と社会的に関係がある者である場合

7 提出書類

- (1) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業者応募申込書（別紙様式 1）

ー以下添付書類ー

（応募法人に関するもの）

- (2) 法人の定款又は寄附行為（原本証明付き）
- (3) 法人登記簿謄本（応募申込日前 3 ヶ月以内に発行されたもの）（コピーの分は原本証明付き）
- (4) 役員名簿及び役員の略歴書
- (5) 法人の事業概要（事業経歴及び事業所の所在地を明記すること。現在運営している施設及び事業のパンフレット等）
- (6) 決算書類
- (7) 介護保険法第 78 条第 2 項 4 項各号及び第 115 条の 12 第 2 項各号に該当しない旨の誓約書（別紙様式 2）
- (8) その他事項についての誓約書（別紙様式 3）及び暴力団排除に係る誓約書（別紙様式 4）（事業運営に関するもの）
- (9) 事業運営理念及び運営方針（別紙様式 5 及び項目に係るマニュアル）
- (10) 事業計画書（任意様式。ただし、①開設前及び開設後の運営計画（工程表、地域住民への説明方針、広告等）、②職員の求人及び配置計画・開所予定月の予定シフト表（常勤・非常勤の別、職種、資格等明記）、③職員研修計画（年間スケジュール）、④設備計画（スプリンクラー等消防設備含む）は必須。）
- (11) 資金計画書（当該整備にかかるものであること。）

- (12) 収支計画書（10年分）
- (13) 協力医療機関（協力歯科医療機関は努力義務）との契約（予定）内容
- (14) 設置場所の位置図（広域的な地図）
（協力医療機関や最寄りの公共交通機関を位置図に示すこと。）
- (15) 設置場所と周辺住宅地図
- (16) 全部事項証明書（借地、借家の場合を含む。今後建築する場合は不要）（原本証明付きであること。）
- (17) 借地・借家の契約書の写し又は借地・借家に関する確約書等の写し（いずれも原本証明付きであること。）※購入予定の場合も同様とする
- (18) 配置図（施設の配置、駐車場台数（当該事業分）、進入路等を記入すること。）
- (19) 建物の各階平面図
- (20) 建物の部屋別床面積表（内法）
- (21) 地域住民への説明経過報告書（任意様式。ただし、①説明実施日、②場所、③対象者氏名、④意見の概要、意見に対する措置又は考え方は必須。説明した範囲（場所）がわかるようにマーカー等で表記した地図等、説明に使用した資料一式を添付すること。）及び選定された場合の説明方針

8 募集期間

令和3年6月1日～令和3年7月16日

9 提出方法

- (1) 提出場所は、奈良市福祉部介護福祉課（奈良市二条大路南一丁目1番1号、市役所北棟1階）とします。
- (2) 応募申込書類の提出時に個別に書類等のチェックを行いますので、事前に市担当者に電話で予約をしてください。また提出前の事前相談に来られる場合も、同様とします。
- (3) 提出又は事前相談の時間帯は、平日の午前9時～正午及び午後1時～午後5時の間とします。
- (4) 提出部数 正1部、コピー5部（提出書類は左綴じ、書類にインデックスで資料名を記入し貼ってください。）
- (5) 提出は持参のみとします。郵送並びに時間外及び期間外の提出は受付しません。
- (6) 提出時に、奈良市福祉部介護福祉課受付印を押した応募申込書の写しを交付します。

10 注意事項

- (1) 提出件数は、1法人につき1箇所とします。
- (2) 応募に関し必要な費用は、応募法人の負担とします。
- (3) 受付後、必要事項の未記入又は誤り等がある場合は、市は補正を命じるものとし、応募法人も補正に応じること。市が指示した補正書類の提出は、募集期間内とし、期間終了後は受付しません。
- (4) 補正書類の提出については、受付印の押印された応募申込書の写しを持参した者のみ可とします。

- (5) 応募状況等の確認についての問合せには、応じません。
- (6) 応募を辞退する場合は、受付印の押された応募申込書の写しとともに、応募辞退届（任意様式）を奈良市福祉部介護福祉課に提出してください。
- (7) 受付後、提出書類は返却しません。
- (8) 応募辞退後は、いかなる理由があっても、募集期間内の再応募は認めません。
- (9) 提出書類について、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合があります。
- (10) 応募期間締め切り後、重要事項の変更は認めません。
- (11) 応募にあたっては、関係法令や条例等を遵守してください。応募期間締め切り時において、下記の関係法令に違反する場合は無効とします。

※ 関係法令及び条例等

老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成30年奈良市条例第12号）、奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成30年奈良市条例第13号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、消防法（昭和23年法律第186号）、農地法（昭和27年法律第229号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、奈良市開発指導要綱（昭和62年奈良市告示第229号）等。

- (12) 応募事業者数が募集事業者数の範囲内である場合においても、審査の結果、適正な事業運営が見込まれないと判断される法人については、非選定とする場合があります。
- (13) 円滑な施設建設や事業運営のためには地域住民等の理解や協力が必要であるため、応募に際しては、事前に建設予定地の隣接者や地元自治会等に施設の規模や事業内容について説明を行い、周知したうえで、説明経過報告書（任意様式）を提出してください。
なお、現時点では施設整備が確定したものではなく、奈良市の公募に応募して整備法人として選定されなければ事業化されないことを前提とした説明を行うよう留意してください。

11 選考後の取り消しについて

選考後において、応募内容と実際の内容に重大なかい離があると認められた場合又は事業継続を辞退された場合は、当該法人の選定を無効とし、補欠事業者を繰り上げます。

また甚大な自然災害等のやむを得ない事情による場合を除き、期日までに整備ができない場合にも、選定を取り消す場合等がありますのでご注意ください。

12 認知症対応型共同生活介護サービスの基準・報酬等について

- ・定員 —— 2ユニット18人
- ・人員配置 —— 管理者1人、介護職員〔日中—利用者3人に対して1人以上／夜間—時間帯を通じて1人以上〕（ユニットごと）、計画作成担当者（介護支援専門員）1人以上
- ・設備基準 —— 居室、居間、食堂、台所、浴室、その他必要な設備・備品

居室は7. 4 3 m²以上

・報酬（1日の基本単位）

予防	——	支援2	748単位		
介護	——	介護1	752単位	介護2	787単位
		介護3	811単位	介護4	827単位
		介護5	844単位		

13 選考方法等

(1) 選考方法

- ・市が設置する選考委員会により事業者を選考します。
- ・選考にあたり、後日市が指定する日時に面接及び書類審査により整備事業者の選考を行います。なお、選定された事業者が事業を実施出来なくなった場合を考慮し、補欠事業者を数社選定します。また、今回の選定については、第8期介護保険事業計画中のみの扱いとなります。
- ・後日、市が指定する面接日時につきましては、募集期間終了後、応募法人あてに連絡します。
- ・面接の出席者は、1応募につき法人3名以内とします。
- ・面接時に選考委員会委員から、提出書類の内容について、何点か質問をいたします。
- ・1事業者あたり20分程度の面接となります。
- ・選考基準等に関する質問は受け付けいたしません。

(2) 審査の視点（別紙配点表参照）

審査の視点	着眼点
1. 運営法人に関する事	事業実績や経営状況の健全性等について
2. 事業運営に関する事	職員体制等の考え方や運営方針、理念等について
3. 整備計画に関する事	施設概要・設計や資金・収支計画等について
4. 立地条件に関する事	地域住民や医療機関との連携体制や同一サービス事業所との配置関係等について

14 選考結果の通知

- ・選考結果の通知につきましては、すべての事業者に対し郵送にて通知します。
- ・整備事業者の選考結果についての異議申し立ては認めません。
- ・評価点の合計において、同点となる法人が2者以上あるときは、各評価項目の満点の数により順位付けし、それでも順位付け出来ない場合は、各評価項目の満点の次の点数の数で順位付けを行います。

15 スケジュール（予定）

- ・ 令和3年6月1日～ 令和3年7月16日 募集期間
- ・ 令和3年7月19日予定 面接日時の通知
- ・ 令和3年7月26日予定 事業者面接
- ・ 令和3年7月27日予定 結果通知

※ スケジュールについてはあくまでも予定ですので、変更になる場合があります。

16 問い合わせ先

奈良市福祉部介護福祉課施設整備係

電話：0742-34-5422